

大阪府指定確認検査機関の処分等の基準

平成 18 年 10 月 4 日制定

平成 20 年 7 月 16 日改定

平成 30 年 4 月 1 日改定

令和 2 年 11 月 1 日改定

1 趣旨

この基準は、知事が指定する指定確認検査機関（以下「機関」という。）に対して、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 30 又は第 77 条の 35 第 2 項の規定に基づく処分（以下「処分」という。）を行うに際し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

（１）この基準の用語の意義は、法の定めるところによる。

（２）（１）に定めるもののほか、この基準において次のイからニまでに掲げる用語の意義は、それぞれイからニまでに定めるところによる。

イ 取消し 法第 77 条の 35 第 2 項の規定に基づき行う機関の指定の取消しをいう。

ロ 業務停止命令 法第 77 条の 35 第 2 項の規定に基づき行う機関に対する確認検査（法第 77 条の 18 第 1 項に規定する確認検査をいう。以下同じ。）の業務の全部又は一部の停止の命令をいう。

ハ 監督命令 法第 77 条の 30 の規定に基づき行う機関に対する確認検査の業務に関する監督上必要な命令をいう。

ニ 文書注意 処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

機関に対する処分又は文書注意（以下「処分等」という。）は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るという法の目的を踏まえつつ、機関が行う確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、この基準に従って行うこととする。また、処分等を行うに当たっては、不正行為等の内容及び程度、社会的影響並びに情状等を総合的に勘案して、迅速かつ厳正に行うこととする。

4 機関の処分等の基準

（１）一般的基準

イ 機関に対する処分等の内容の決定は、（２）から（４）までに定めるほか、別表に従い行う。

ロ 処分等は、地域又は業務を限定せずに行うことを基本とする。ただし、処分事由（別表に規定する処分事由をいう。以下同じ。）に該当する行為が地域的に限定され当該地域の担

当部門のみで処理されたことが明らかな場合又は当該行為が他と区別された特定の指定の区分（法第 77 条の 18 第 2 項に規定する指定の区分をいう。）に係る確認検査の業務において発生したことが明らかな場合には、必要に応じ地域を限り、又は指定の区分に応じ処分等を行うこととする。

（２）複数の処分事由に該当する場合等の取扱い

- イ 一の行為が二以上の処分事由に該当する場合は、最も重い処分事由に基づき処分等を行うこととする。
- ロ 二以上の処分事由に該当する行為について併せて処分等を行う場合における取扱いは、次に定めるとおりとする。
 - （イ）処分事由に該当する行為のいずれかが処分ランク（別表に規定する処分ランクをいう。以下同じ。）の A に該当する場合においては、取消しを行う。
 - （ロ）処分事由に該当する行為のいずれもが処分ランクの A に該当しない場合においては、それぞれの行為が該当する処分ランクに係る業務停止の期間を合算した期間の業務停止命令を行い、当該合算した期間が 1 年を超える場合には、取消しを行う。
 - （ハ）同一の処分事由に該当する二以上の行為があった場合で、当該二以上の行為が時間的、場所的状況又は行為態様等から一の行為と扱うのが適当と認めるときは、一の行為とみなして処分等を行うことがある。

（３）過去に処分を受けている場合の取扱い

処分の日の直近 1 年間に 3 月以上の業務停止命令を受けている機関が当該業務停止命令に係る処分事由に該当する行為を再び行った場合においては、（１）及び（２）にかかわらず、取消しを行うこととする。

また、処分の日の直近 3 年間に業務停止命令を受けている機関に対し再び業務停止命令を行う場合においては、その期間は、（１）及び（２）に従い決定された業務停止の期間に処分の日の直近 3 年間に業務停止命令を受けた回数に 1 を加えた数を乗じた期間とする。ただし、当該乗じた期間が 1 年を超える場合には、取消しを行うこととする。

（４）情状等による処分の加重又は軽減

- イ 処分事由に該当する行為が次に定める場合（確認検査の業務に係るものに限る。）のいずれかに該当するときは、（１）から（３）までに従い決定された処分の内容について、加重又は軽減をすることがある。
 - （イ）処分を加重する場合
 - 一 処分事由に該当する行為に係る法第 77 条の 32 第 2 項の特定行政庁の指示に従わなかった場合
 - 二 重大な悪意又は害意に基づく行為である場合
 - 三 暴力的行為又は詐欺的行為である場合
 - 四 法令違反の状態が長期にわたる場合
 - 五 常習的に行っている場合
 - 六 刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合

七 その他特に考慮すべき事情がある場合

(ロ) 処分を軽減する場合

一 処分事由に該当する行為の内容が軽微であり、情状をくむべき場合

二 災害や機関の責めに帰すことのできない事故の発生等行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合

三 処分事由に該当する行為につき自主的に申し出てきた場合

四 速やかに法違反等の状態の解消を自主的行った場合

五 その他特に考慮すべき事情がある場合

ロ 処分の加重又は軽減については、次に定めるとおりとする。

(イ) 処分の加重

一 処分事由に該当する行為がイ（イ）一から三までのいずれかに該当する場合、イ（イ）四から七までのうち2以上に該当する場合又はイ（イ）四から七までのいずれかに該当し、かつ、その程度が重大である場合には、業務停止の期間を3倍に加重することを基本とする。

二 処分事由に該当する行為がイ（イ）四から七までのいずれかに該当する場合又は故意によるものである場合（イ（イ）二に該当する場合を除く。）には業務停止の期間を2倍に加重することを基本とする。

三 処分事由に該当する行為が故意によるものであって、処分ランクのBに該当する場合には、取消しを行うことを基本とする。

四 加重後の業務停止の期間が1年を超えるときは、取消しを行うことを基本とする。

(ロ) 処分の軽減

一 処分事由に該当する行為又は当該行為後の対応がイ（ロ）一から五までのいずれかに該当する場合には、業務停止の期間を3分の2に軽減することを基本とする。

二 処分事由に該当する行為又は当該行為後の対応がイ（ロ）一、二又は五のいずれかに該当し特段の事情が認められる場合には、業務停止の期間を3分の1に軽減することを基本とする。

三 処分事由に該当する行為又は当該行為後の対応がイ（ロ）一から五までのうち2以上に該当する場合には、業務停止の期間を3分の1に軽減することを基本とする。

四 軽減後の業務停止の期間が1月未満となるときは、違反行為の内容、程度等を勘案して業務停止命令を監督命令に代えることがある。

五 取消事由に該当する行為については、当該行為又は当該行為後の対応がイ（ロ）一から五までのいずれかに該当する場合には、違反行為の内容、程度等を勘案して取消しに代えて業務停止命令を行うことがある。この場合において、業務停止の期間は、6月以上1年以下の範囲内で定めることとする。

5 処分等の保留

次に定める場合には、必要な間、処分等を保留することがある。

(1) 司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合

(2) 確認検査を依頼した建築主その他の消費者の保護のため特に必要な場合

- (3) 処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該民事訴訟の結果等を参酌する必要がある場合

6 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了した後5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、機関として公正かつ適確に確認検査の業務を行う等、法令遵守の状況等がうかがえるような場合は、処分等を行わないことがある。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。

また、5により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については、考慮しないものとする。

別 表

根拠条項	関係条項	処分手由	処 分 ランク	標準的な処分内容
法第 77 条の 35 第 2 項第 1 号	法第 6 条の 2 第 4 項	適合しない旨の通知書等の交付義務違反（注 1）	D	業務停止命令 1 月
	法第 6 条の 2 第 5 項	特定行政庁への報告義務違反（注 1）	D	業務停止命令 1 月
	法第 7 条の 2 第 3 項	完了検査引受証の交付等義務違反（注 2）	D	業務停止命令 1 月
	法第 7 条の 2 第 4 項	完了検査の期限内履行義務違反（注 2）	D	業務停止命令 1 月
	法第 7 条の 2 第 5 項	検査済証の交付義務違反（注 2）	D	業務停止命令 1 月
	法第 7 条の 2 第 6 項	完了検査結果の報告義務違反（注 2）	D	業務停止命令 1 月
	法第 7 条の 4 第 2 項	中間検査引受証の交付等義務違反（注 3）	D	業務停止命令 1 月
	法第 7 条の 4 第 3 項	中間検査合格証の交付義務違反（注 3）	D	業務停止命令 1 月
	法第 7 条の 4 第 6 項	中間検査結果の報告義務違反（注 3）	D	業務停止命令 1 月
	法第 7 条の 6 第 3 項	仮使用認定の報告義務違反（注 2）	D	業務停止命令 1 月
	法第 18 条の 3 第 3 項	確認審査等に関する指針によらない確認審査（法第 77 条の 35 第 2 項第 5 号の項のその他の 3 に係るものを除く。）	D	業務停止命令 1 月
	法第 77 条の 21 第 2 項	名称等の変更の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
	法第 77 条の 22 第 1 項	無認可による業務区域の増加	C	業務停止命令 3 月
	法第 77 条の 22 第 2 項	業務区域の減少の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
	法第 77 条の 24 第 1 項	確認検査員以外の者による確認検査の実施	C	業務停止命令 3 月
	法第 77 条の 24 第 2 項	確認検査員の建築基準適合判定資格者からの選任義務違反	C	業務停止命令 3 月
	法第 77 条の 24 第 3 項	確認検査員の選任又は解任の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
	法第 77 条の 26	確認検査義務違反	C	業務停止命令 3 月
	法第 77 条の 28	指定区分等の掲示義務違反	D	業務停止命令 1 月
	法第 77 条の 29	帳簿の備付け・書類保存義務違反	D	業務停止命令 1 月
	法第 77 条の 29 の 2	業務実績等の書類の備置き・閲覧義務違反、虚偽記入	D	業務停止命令 1 月
	法第 77 条の 34 第 1 項	確認検査の業務の休廃止の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
法第 77 条の 35 第 2 項第 2 号	法第 77 条の 27 第 1 項	1 秘密保持義務違反	B	業務停止命令 6 月
		2 法第 93 条第 1 項の消防長等の同意を得ない建築確認	C	業務停止命令 3 月
		3 法第 93 条第 4 項の消防長等への通知義務違反	C	業務停止命令 3 月
		4 法第 93 条第 5 項の保健所長への通知義務違反	C	業務停止命令 3 月
		5 その他確認検査業務規程によらない確認検査	C	業務停止命令 3 月
法第 77 条の 35 第 2 項第 3 号	法第 77 条の 24 第 4 項	役員等構成の基準不適合に伴う確認検査員解任命令違反	A	取消し
	法第 77 条の 27 第 3 項	確認検査業務規程の変更命令違反	A	取消し
	法第 77 条の 30 第 1 項	監督命令違反	A	取消し
法第 77 条の 35 第 2 項第 4 号	法第 77 条の 20 第 1 号	確認検査員の必要人数基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	法第 77 条の 20 第 2 号	確認検査業務の実施計画に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	法第 77 条の 20 第 3 号	有する財産の評価額の経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	法第 77 条の 20 第 4 号	その他経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	法第 77 条の 20 第 5 号	1 制限業種を兼任する確認検査員の選任	B	業務停止命令 6 月
		2 機関の代表者又は担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査の実施	B	業務停止命令 6 月
		3 確認検査員又は補助員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物又は構造計算適合性判定を行う建築物に係る確認検査への従事	B	業務停止命令 6 月
		4 業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成	B	業務停止命令 6 月
	法第 77 条の 20 第 6 号	機関の親会社等である指定構造計算適合性判定機関の行った構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画についての建築確認の実施	B	業務停止命令 6 月
	法第 77 条の 20 第 7 号	機関としての制限業種の実施等	A	取消し
	法第 77 条の 20 第 8 号	確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有していない	C	業務停止命令 3 月
法第 77 条の 35 第 2 項第 5 号	法第 77 条の 31 第 1 項	1 確認検査の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	C	業務停止命令 3 月
		2 確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき	C	業務停止命令 3 月

		3 確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令 3 月
	法第 77 条の 31 第 2 項	1 確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき	C	業務停止命令 3 月
		2 確認検査の業務の状況等の質問に答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令 3 月
	法第 77 条の 35 第 2 項 本文	業務停止命令違反	A	取消し
	その他	1 法第 6 条の 2 第 6 項の規定に基づく確認済証の失効又は法第 7 条の 6 第 4 項の規定に基づく仮使用認定の失効	A～E	業務停止命令若しくは取消し又は監督命令
		2 法第 6 条の 2 若しくは法第 7 条の 6 の規定に基づく特定行政庁への報告又は法第 7 条の 2 若しくは法第 7 条の 4 の規定に基づく特定行政庁への報告若しくは通知の内容の誤り	D	業務停止命令 1 月
		3 法第 6 条の 2 第 1 項の確認、法第 7 条の 2 第 1 項若しくは法第 7 条の 4 第 1 項の検査又は法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号の仮使用の認定における著しく不適切な判断	A～E	業務停止命令若しくは取消し又は監督命令
		4 その他確認検査の業務に関する著しく不適当な行為	C	業務停止命令 3 月
法第 77 条の 35 第 2 項第 6 号	法第 77 条の 19 等	不正な手段により指定を受けたとき	A	取消し

備考 1 業務停止の期間については原則として暦に従って計算し、加重又は軽減を行い一日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

備考 2 「処分事由」欄の「(注 1)」、「(注 2)」及び「(注 3)」は次のとおりである。

(注 1)：法第 87 条第 1 項、第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。

(注 2)：法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。

(注 3)：法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。

大阪府指定確認検査機関の処分等の基準について（補足）

処分事由に該当する行為が「大阪府指定確認検査機関の処分等の基準」別表「関係条項」の欄の「その他」の項の1及び3に該当する場合における処分等の内容の決定は、以下に定めるところによる。

- 1 確認検査が適確に行われなかったことにより建築基準適合判定資格者（法第77条の58第1項の登録を受けている者をいう。以下「判定資格者」という。）が登録の消除等の処分等を受けた場合は、行為時に当該判定資格者の所属していた機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の処分等を行うこととし、具体的な処分等の内容は、次に定める事項を加味して決定することとする。

- （1）登録の消除等に相当する処分事由に該当する行為が行われていた機関の事務所の数
- （2）処分事由に該当する行為が行われていた指定の区分の数
- （3）登録の消除等の処分等を受けた判定資格者の数
- （4）立入検査、報告等において明らかとなった事項
- （5）過去に監督命令を受けている場合、その時期、内容等の状況
- （6）その他処分等の内容を決定するに当たり考慮すべき事項

- 2 機関又はその役員が確認検査において著しく不適切な判断をした場合には、当該機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の処分等を行うこととし、具体的な処分等の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。